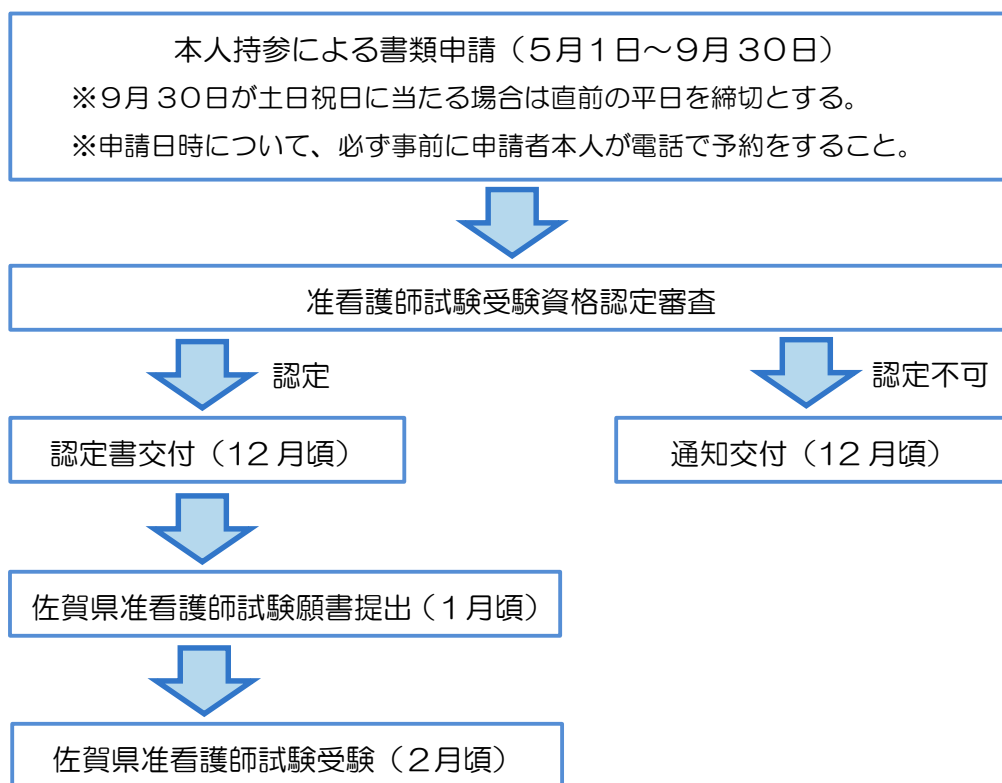


## 佐賀県准看護師試験の受験資格認定について

外国の看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した者が、佐賀県准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第4号に基づき、佐賀県知事の認定が必要です。受験資格認定の手続きと審査方法は、以下の通りです。

### ～受験資格認定の流れ～



#### 1 審査対象者

下記のいずれにも該当する者

- (1) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者
- (2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づいた厚生労働大臣の認定に該当しない者

#### 2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行います。

### 3 申請期間

毎年5月1日から9月30日の期間に申請を受付け、書類審査を行います。ただし、9月30日が土日祝日に当たる場合は直前の平日を締め切りとします。なお、申請受付時間は、午前8時30分から午後16時30分までとなっています。(以下同じ)

### 4 認定基準

以下の(1)～(7)までの認定基準を満たした者に対し、佐賀県准看護師試験受験資格認定を行います。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限	
(ア) 外国看護師学校養成所の入学資格	中学校卒業以上(修業年限9年以上)、又は同等と認められる者
(イ) 外国看護師学校養成所の修業年限	2年以上
(ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限	11年以上、又は同等と認められる者
(2) 教育科目の履修時間	履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び臨地実習の時間数を概ね満たすこと。
(3) 教育環境	日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。
(4) 当該国の判断	当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。
(5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無	原則として取得していること。
(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度	国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
(7) 日本語能力	日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ)の認定を受けていること。

## 5 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を期日内に佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室まで提出してください。

なお、書類に漏れがないよう(13)のチェックリストにて必ず確認を行ってください。

また、記入したチェックリストは、申請時に必ず持参してください。

提出書類	指定様式・記載要領	留意点等
(1) 佐賀県准看護師試験受験資格認定願	佐賀県准看護師試験受験資格認定願【様式1】 佐賀県准看護師試験受験資格認定願【記載要領】	学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。
(2) 【外国籍の場合】 ※ <u>以下の3つの内いずれか1つ</u> (ア)住民票の写し (イ)在留カードの写し (ウ)特別永住者証明書の写し 【日本国籍の場合】 (エ)戸籍抄(謄)本  ※(イ)、(ウ)は、原本も持参してください。		(イ)、(ウ):「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)」の経過措置により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる登録証明書を含む。  ※住民票の写し、戸籍抄本又は戸籍謄本は申請前6か月以内に発行されたものに限る。 ※住民票の写しについては、本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、「マイナンバー(個人番号)」が記載されていないものに限る。
(3) 医師の診断書	診断書【様式2】	日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。

<p>(4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し</p>		<p>外国では日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要な書類は全て準備すること。</p> <p>日本における看護師免許に相当する資格であり、准看護師に相当する資格でないこと。</p> <p>看護師免許取得見込ではなく、看護師免許を取得していること。</p> <p>免許証に有効期限がある場合、認定審査の時点で有効期限内である必要があること。</p>
<p>(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p>		
<p>(6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書</p>		
<p>(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写しまたは学業成績証明書</p>		
<p>(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、時間数を明らかにした書類</p>		<p>当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。</p>
<p>(9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、時間数の対照表</p>	<p>対照表【様式3】 対照表【記載要領】</p>	<p>履修科目は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。</p>
<p>(10) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋 ※以下の内容の条文を提出すること。</p>	<p>卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書【様式4】※</p>	<p>根拠法令は以下の法令を参照し準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師助産師看護師法</li> <li>○保健師助産師看護師学校養成所指定規則</li> </ul>

<p>(法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の交付(更新)、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務、養成所の規定・基準、養成機関の入学資格)</p>		<p><u>免許取得時と現行の根拠法令の関係条文を提出すること。</u></p> <p>※<u>「養成所の規定・基準」に関する条文の提出がない場合、「卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書」【様式4】を提出すること。</u></p>
<p>(11) 当該施設が当該国または州政府などによって正式に認可されたものであることを示す証明</p>		<p>卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットやウェブサイトなどに明示されている場合、これを資料として提出する。</p>
<p>(12) 日本の中学校・高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書</p>		
<p>(13) 佐賀県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト</p>	<p>チェックリスト</p>	<p>申請前には提出書類の不足・不備がないか必ずチェックリストに記入すること。<u>記入したチェックリストは必ず申請時に持参すること。</u></p>

〔作成上の注意〕

- ① 提出書類の部数は1部である。
- ② 提出する書類は、すべてA4サイズとする。
- ③ 様式が指定されているものについては、申請年度に当該ホームページに公表されている様式を用いて、記載要領を参照の上作成すること。また、固有名詞以外は日本語で記載すること。
- ④ 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。翻訳中の固有名詞も含めて全て日本語(ひらがな、カタカナ、常用漢字)で記載すること。
- ⑤ (4)～(8)と(10)～(11)、その他外国語で記載されたもの及びその日本語訳については、提出書類と日本語訳の両方について、公的な機関において真実である旨の確認(公証人役場での宣誓認証等)を受け、その証明を併せて提出すること。

- ⑥ (4)～(7)と(11)の書類については、それぞれ原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
- ⑦ 卒業時と異なる学校養成所名で発行された書類を提出する場合は、校名変更を証明する書類を提出すること。(卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットやウェブサイトなどに明示されている場合、これを資料として提出する。)
- また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。
- ※提出書類内で共通する固有名詞の表記は統一すること。
- ※外国籍の者の氏名についてはアルファベット表記とすること。(参考として原語の併記可)
- ※日本国籍の者の氏名は日本語(漢字、ひらがな、カタカナ)表記とすること。

## 6 申請時の留意点

- (1) 申請は必ず申請者本人が申請先へ持参により行うこととします。郵送、代理による申請は受理しませんのでご注意ください。
- (2) 申請書類等について、対面による事前相談を希望される場合は、申請者若しくは代理人が電話で事前相談の予約を行ってください。なお、事前相談は申請書類を作成する期間なども考慮され、早めにされることをお勧めします。(予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。)
- (3) 申請書類に不備があった場合は、修正後再度来庁し書類提出が必要となりますので、十分に注意し、不備のないように準備してください。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となりますが、再提出であってもその期限は毎年9月30日までとなります。
- (4) 申請は電話で日時を予約の上、佐賀県庁健康福祉部医務課医療人材政策室に来庁してください。(予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。)
- (5) 外国で取得した書類が、当該国で登録している氏名(以下、登録名という)で作成されており、それが5(4)の看護師免許証の表記と異なる場合は、パスポートにより登録名を証明することになります。その際には、提出書類とともにパスポートの写しを提出してください。

## 7 申請時の持ち物

- (1) 提出書類(チェックリスト含む。)
- (2) 写真付きの身分証明書(外国籍の者はパスポート、日本国籍の者はパスポート)

ト、マイナンバーカード、運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類)  
(3) 筆記用具

## 8 申請、予約、問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7569

佐賀県 健康福祉部医務課医療人材政策室

※ご質問は電話でのみ受け付けております。